



ご注意ください!!

空き家所有者等には 管理責任^{があり}_{ます!!}

樹木・
雑草の
繁茂

害虫・
動物が
住みつく

不審者の
侵入

屋根材等
部材の
飛散

ゴミの
不法投棄

※放置すると地域の生活環境に
悪影響を及ぼす恐れがあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました

管理不全な空き家が原因で周囲の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合、その建物の所有者・管理者には管理責任があり、損害賠償を請求される場合があります。

固定資産税等が最大 **6倍** に!!?

管理不全な状態である「管理不全空家等」として「指導」「勧告」を行政から受ける場合があります。「勧告」を受けると固定資産税等の住宅用地に対する課税標準の特例措置の対象から除外されます。

管理を行わない場合は…

行政代執行にかかった費用は所有者等へ **請求**

放置することが不適切な状態にある「特定空家等」として「指導」「勧告」「命令」を行政から受け、改善が見られない場合に「行政代執行」が行われる場合があります。

※空き家についてのご相談は大分市住宅課へ!

裏面へ続く

空き家を放置すると**損害賠償**を**請求**される場合があります

倒壊などで、隣接家屋が全壊・死亡事故が
起こった場合

損害賠償額:約2億円

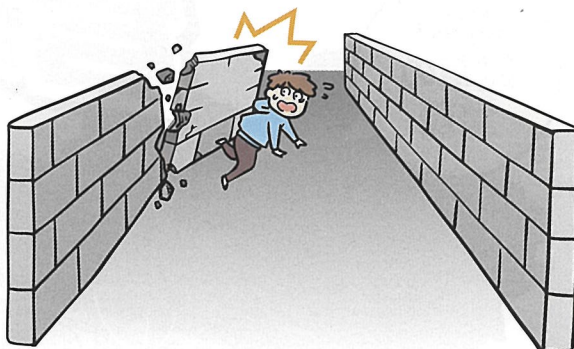
※夫婦、子供一人が死亡



外壁材等の落下で、歩行者の死亡事故が
起こった場合

損害賠償額:約6千万円

※子供一人が死亡



【参考】日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算の例

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から
3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

※申請をしない場合は10万円以下の過料が科される場合があります。



登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください。
登記の手続は、専門家である司法書士へ依頼することも、ご検討ください。

大 分 市 の 支 援 制 度

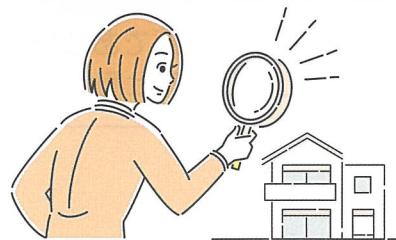
空き家解体の補助制度【大分市老朽危険空き家等除却補助事業】

補助率 **50%** または 補助限度額 **100万円**

【主な申請条件等】

- ・ おおむね1年以上空き家で使用していないもの。
- ・ 木造または鉄骨造の住宅であること。
- ・ 住宅の老朽の程度が市の定めた基準を超えていること。
- ・ 周辺の生活環境に悪影響を与えていることまたはその恐れがあること。

※その他条件がございますので詳細は下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

大分市土木建築部住宅課

メール: jyutaku@city.oita.oita.jp

☎097-585-6012



解体の補助制度
について



空き家売りたい、
貸したい方



空き家の相談会
について